

東京都栄養士会〇〇支部 会則（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この会則は、東京都栄養士会〇〇支部の設置および運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この会は、東京都栄養士会〇〇支部（以下「本支部」という。）と称する。

（構成）

第3条 本支部は、東京都栄養士会の会員であり〇〇市区町村に在勤、在住の管理栄養士・栄養士をもって構成する。

（目的）

第4条 本支部における活動を通して、会員の資質の向上と地域住民の栄養の改善、健康の増進および疾病の予防等に寄与・貢献することを目的とする。

（活動）

第5条 本支部は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 管理栄養士・栄養士の連携体制の構築に資する活動
- (2) 地域住民の栄養の改善、健康の増進、疾病の予防等に資する活動
- (3) 管理栄養士・栄養士の資質の向上に関する活動
- (4) その他、前条の目的の推進を達成するために必要な活動

第2章 組織 と運営

（組織）

第6条 本支部に、支部長をおく。

（運営）

第7条 支部の運営を定める支部内規は、この法人の定款、規程類および理事会の指示に抵触しない範囲内で、各支部で定めることができる。支部会則の制定および改廃は理事会の承認を必要とする。

第3章 会員

（会員）

第8条 本支部の会員は、前条の目的及び活動に賛同する管理栄養士・栄養士であること。

第9条 本支部への入退会及び勤務施設等の変更等については、その旨を支部長に届出なければならない。

(役員)

第10条 本支部に下記の役員をおく。必要に応じて監事、顧問を置くことができる。

支部長1名

副支部長〇名

理事〇名

(役員を選任)

第11条 支部長は総会において選出する。

(役員職務)

第12条 支部長は、本支部を代表し、会務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、第5条の活動を企画・運営を行う。

(任期)

第13条 任期は1期〇年とする。但し再任は原則〇期までとする。(再任は妨げない)

2 役員は任期満了後でも、後任者の就任まではその職務を行うものとする。

3 支部長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第14条 本支部に次の会を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第15条 総会は、支部長・会員をもって構成する。

(役員会)

第16条 役員会は、支部長・理事をもって構成する。

第5章 会計

(予算及び決算)

第17条 支部の活動に関する収支は、この法人全体の会計として取り扱うものとし、支部独自の会計を持たない。

(会計年度)

第18条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章補則

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において別に定める。

附則

1 この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。